

理由書

今般亦等一同、絆縛ハ左記理由ニ因ル

一、主任ノ私等ニ對スル態度ニ温情味ナキニト

二、私等之業員ニ對スル不公平ナル態度アルコト

三、我等従業員ノ人格ヲ認メズ不快ノ念ヲ抱カシムシコト

四、現在ノ賃給時間ハ温暖ノ時節ニハリテ自己ノ健康ヲ保持スルコトヲ

得ズ其商社ノ事業發展ヲ妨ゲルコト

昭和四年三月二十八日

八八七級



4.4.2  
456

寫

昭和四年三月二十八日

監視總監官田光雄

内務大臣望月主介殿  
社会局長官殿  
神奈川縣知事 殿

大福兼合自動車商會從業員一絲議(關スル件)

(第四報——解決)

要旨 (文終其件、協定成、圓滿解決也)  
三月二十五日當廳調停課於半資代表者會見休業中日終金額